

## たばこ税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>第6章 附則</p> <p>第46条 (削除)</p> <p>附則<br/><u>(経過的处理)</u><br/>この法令解釈通達による改正前の第46条《<u>軽減税率が適用される製造たばこの取扱い</u>》は、当分の間、なおその効力を有するものとして取り扱う。<br/><u>この場合において、同条中「法附則第2条《税率に係る経過措置》の規定により軽減税率が適用される」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第49条《たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置》から第52条《たばこ税に係る手持品課税》までに規定する」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>第6章 附則<br/><u>(軽減税率が適用される製造たばこの取扱い)</u></p> <p>第46条 <u>法附則第2条《税率に係る経過措置》の規定により軽減税率が適用される「紙巻たばこ三級品」とは、「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」及び「バイオレット」の6品目をいう。</u></p> <p>(新設)</p> |